

会話が困難な方々のための119番通報

N e t 1 1 9
緊急通報システム
ご利用案内

岩見沢地区消防事務組合

Net 119 緊急通報システム利用規約

【はじめに】

岩見沢地区消防事務組合（以下「当組合」という。）が提供するNet 119 緊急通報システム（以下「Net 119」という。）の利用を希望される方は、必ず本規約のすべてをお読みください。全ての内容にご承諾いただける場合に限る、あらかじめ「Net 119 利用登録申請書兼承諾書」（以下「申請書」という。）により登録をした上でご利用いただくことができます。

【サービス概要】

- (1) Net 119は、聴覚等に障がいがあり音声通話の困難な方がGPS測位機能付き携帯電話等のインターネット機能を利用して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。
- (2) Net 119は、日本国内において日本語のみに対応しています。
- (3) 緊急通報以外には使用できません。

【利用条件】

- (1) 利用対象者は聴覚又は言語機能等に障がいがあり、音声による通報が困難な方で、当組合を構成する岩見沢市、月形町に在住されている方です。
- (2) Net 119は、日本語によるチャット（文字による会話※）ができる方のみ利用可能です。※絵文字等は使用しないでください。

【利用登録される方（以下「利用者」）の情報について】

- (1) Net 119に、あらかじめ登録される利用者の下記の情報及び通報内容（通報画面（チャット画面等）に入力される情報及び通報した位置の情報等）が、Net 119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、当組合及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者（ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます。以下「システム事業者」という。）によってアクセスされます（但し、任意情報については、利用登録の事務を本組合の職員が代行する場合を除き、通報時に送信されるまで当組合はアクセスできません）。
 - ①利用者の情報を適正に管理するための必須情報（申請書太枠内）。
「氏名（フリガナ）」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「メールアドレス※」
※使用できる文字：英数字、.（ピリオド）、-（ハイフン）、@（アットマーク）
※ピリオドの連続（..）やアットマーク直前のピリオド（.@）は使用できません。
 - ②消防救急業務を円滑に行うための任意情報（申請書細枠内）。
「緊急連絡先」、「よく行く場所」、「病歴」等。

- (2) 緊急連絡先には、通報の状況により昼夜を問わず連絡を行うことがありますので、ご家族など問い合わせに対応していただける方を登録してください。また、登録される方には事前に同意を得てください。
- (3) 登録いただいた情報は、緊急時に当組合が必要と判断した場合において、消防救急業務に必要と認められる範囲内で行政機関や医療機関、警察等に対して情報提供を行います。

【携帯電話等について】

- (1) Net119を利用するには、GPS機能を搭載し、インターネットに接続が可能、及び電子メール機能を使うことができるスマートフォン、タブレット端末又は一部の高機能フィーチャーフォン（以下「通報端末」という）を用意することが必要となります。
これらの機能にかかる料金（パケット通信料等）は利用者が負担してください。
- (2) 迷惑メールフィルタリング設定をされている場合は、当組合からのメールが届きませんので「@mc.city.iwamizawa.hokkaido.jp」、「@net119.speecan.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。
（機種により設定方法が違いますので、設定方法が不明な場合は各端末の取扱説明書や販売店等で、ご確認をお願いします。）
- (3) Net119が備える練習通報の機能等を使って、定期的に操作方法を確認してください。

【利用登録に関する注意事項】

- (1) 以下の事由が発生した場合には、Net119利用登録変更届出書（以下「届出書」という。）を提出してください。特にメールアドレスの変更に関しては、速やかにインターネットを使用して変更手続きを行ってから届出書を提出してください。
 - ①当組合管轄区域内での転居やメールアドレス等、登録済みの利用者の情報の変更
 - ②サービスの利用を中止するとき（利用条件を満たさなくなった場合を含む）
 - ③使用機種を変更した場合
- (2) Net119の利用意思を確認するために、当組合から利用者宛にメールを送信する場合がありますので、必ず返信してください。利用者からの返信がないなど、当組合が相当の期間、利用意思を確認できない場合には登録を抹消することがあります。
- (3) 利用者別に発行される通報URLは個人を認証する情報にあたりますので、他人に知らせないでください。又、利用する端末は、ロック機能等により第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。

【通報に関する注意事項】

- (1) 音声通話による119番通報が可能な方が付近にいる場合は、その方から通報してもらうことを優先してください。
- (2) Net119は、コンピュータシステムを使用して提供されます。そのためシステムの保守点検・不具合等のやむを得ない事由によりシステムが停止する場合があります、この場合Net119が利用できなくなります。
- (3) 携帯会社の通信網を利用するため、トンネル、地下、建物の中のような電波の届きにくい場所、通信網のエリア外等、このシステムを利用できない場所があります。
- (4) 何らかの理由によりNet119による通報ができない場合には、他の手段によって119番通報を行ってください。
- (5) Net119による通報の後、チャット画面を使って当組合から通報内容の確認等の連絡を行うことがありますので、隊員が到着するまで通報端末の電源を切らないでください。
- (6) 通報端末のGPS機能は常にONの状態にしておいてください。又、ビルなど屋内からの通報は電波環境により誤差が生じる場合がありますので、通報した位置を修正する操作を行ってください。
- (7) 利用者の安全確保のため緊急措置で必要に応じ、建物等の部分破壊を行うことがあります。

【個人情報の取扱い】

- (1) 申請書の提出により登録された個人情報は、Net119を利用した緊急通報の業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 当組合の管轄区域外から通報が行われた場合、当組合のNet119と相互接続される緊急通報サービスにより、他消防に通報を行うことができます。その際、他消防に利用者情報が提供されます。
- (3) Net119通報システムを導入していない他消防の地域から通報された場合は、当組合に通報が入ります。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の他消防へ転送します。

【遵守事項】

- (1) Net119の利用にあたって次の行為を行わないでください。いずれかに該当する行為を利用者がした場合は利用者の承諾なしに、利用の制限又は停止（利用登録の抹消を含む）の措置をとる場合があります。
 - ①悪戯・妨害等、Net119の目的に反する方法でNet119を利用する行為
 - ②他人の財産又は人格的利益を侵害する情報を入力する行為
 - ③Net119のサーバー等に過大な負荷を与える行為、Net119の全部又は一部を複製・加工・転記等を行う行為、Net119を利用した商行為、

その他システム事業者の権利を侵害する行為

- ④公序良俗に違反する行為、犯罪に結びつく行為（おそれのある行為を含む）、法令違反又は違反するおそれのある行為
- ⑤その他、当組合又はシステム事業者が不適切と判断する行為

【免責事項】

- (1) N e t 1 1 9に関する情報が利用者もしくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、当組合は、何らの責任も負わないものとします。
- (2) 利用者の通報端末環境又は通信環境等その他の理由によっては、N e t 1 1 9が正常に利用できない場合もありますが、これにより利用者に生じた損害について、当組合は、何らの責任も負わないものとします。
- (3) N e t 1 1 9を利用者の通報端末に登録するにあたって利用者の通報端末がコンピュータウイルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、当組合は何らの責任も負わないものとします。
- (4) 天災・事変等の非常事態によりN e t 1 1 9が正常に利用できない場合、当組合は、何らの責任も負わないものとします。

【知的財産権】

- (1) N e t 1 1 9に関する著作権その他の知的財産権は、システム事業者及びシステム事業者の利用許諾する第三者に帰属します。

【利用条件の変更】

- (1) 本規約の内容は当組合の判断で変更される場合があります。この場合当組合のホームページに掲示することによって利用者に告知するものとし、変更後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

【お問い合わせ先】

〒068-0008

岩見沢市8条東10丁目2-47

岩見沢地区消防事務組合 岩見沢消防署 通信救急課 通信係

電話 0126-22-7445

FAX 0126-23-2704

メール net119@mc.city.iwamizawa.hokkaido.jp

メールQRコード

